

(別記)

2023年度大子町農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

当該地域は、県の最北西部に位置し、中山間地域特有の区画面積の狭い水田での主食用米の栽培が中心となっている。

転作作物としては、実需者である畜産農家との連携により飼料用米やWCS用稲栽培が増加傾向にある。

当地域においても農家の高齢化が進んでおり、農家戸数の減少とともに不作付地が増加していることから、農業担い手の育成や農地の利用集積の推進が急務となっている。

2 高収益作物の導入や転作作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

当該地域でも十分な収益が得られる作物・品種等について検討を行う。また、将来的に高収益作物の持続的かつ計画的な取り組みを行える事業組織等の設立について検討する。併せて、ブランド化等の付加価値向上、輸出等の新たな販売経路の開拓、低コスト化等の生産性向上等に取り組む農業者・組織等との協力等が行えるか検討を行う。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

当該地域では農家の高齢化が進んでおり、畑地化したとしても継続して作付を行えない可能性も高く、後継者がいない場合にはそのまま休耕地になる可能性が高い。

農地の集積・集約化、基盤整備、担い手育成及びブロックローテーションに計画的に取り組む農業者・組織等との協力等が行えるかの検討を行う。

転作作物の作付が定着し水稲に組み入れない作付体系が5年以上定着しているほ場の有無についての点検・調査を始めるにあたっての、点検・調査方法や今後の推進方法についての検討を始める。

4 作物ごとの取組方針等

主食用米は、生産数量目標に沿った作付面積を維持する。新規需要米については需要に応じた生産数量を確保する。また、本町の地域振興作物であるお茶、こんにゃく、りんごなどについても引き続き支援する。

(1) 主食用米

大子産米販売促進協議会・農業改良普及センター・JA・町の連携により、県の特別栽培米「奥久慈の恵・うまかっぺ」や常陸農業協同組合の推奨する「みどり米」を中心として食味値の高い高品質米の生産及び安定取引の推進を図る。

(2) 備蓄米

集荷団体と連携し、備蓄米制度の趣旨に基づき県優先枠の確保に努めるとともに、主食用米の需要動向等を注視し、県優先枠の範囲内で畑作物の導入が困難な排水不良田での作付を推進する。

(3) 非主食用米

ア 飼料用米

飼料用米の栽培については、畜産農家による自給目的での栽培のほか町内の実需者となる畜産農家（肥育和牛牧場・しゃも生産組合等）との連携による栽培の拡大を図る。

なお、多収品種による取組みを推進し、合わせて低コスト化の取組（立毛乾燥や

直播栽培等)についても推進する。

イ 米粉用米

米粉用米の栽培については、実需者である町内の事業者との連携により栽培の拡大を図る。

なお、多収品種による取組みを推進し、合わせて低コスト化の取組(立毛乾燥や直播栽培等)についても推進する。

ウ 新市場開拓用米

各種補助事業を活用し、農業者の組織化や輸出提携先と農業者とのマッチング支援、意欲ある農業者の収益力向上に資する設備等の導入支援を進めるとともに、物流コスト低減試験の実施等、米輸出の産地体制づくりを支援する。

エ WCS用稲

WCS用稲の栽培については、実需者である畜産農家との連携により、引き続き栽培の拡大推進を図る。また、WCS専用ラッピングマシンなどの機械を所有する業務受託団体も活動を開始しており、生産の拡大を推進する。

オ 加工用米

畑作物の導入が困難な排水不良田を中心に作付を推進するとともに、全国集荷団体等を通じた複数年契約を拡大し、安定した供給先を確保する。

(4) 麦、大豆、飼料作物

実需者ニーズに応じて、品種については、小麦は「さとのそら」、大豆は「里のほほえみ」を推奨して、転作作物として更なる作付拡大を図る。

飼料作物は、畜産農家の自家利用を中心に、水田を活用した飼料作物の生産を推進し、飼料自給率向上につながる取組みとして作付拡大を図る。

(5) そば、なたね

そばについては、価格の低迷や天候による作柄への影響が大きい作物であるが、実需者との契約に基づき栽培面積を維持する。

(6) 地力増進作物

当該地域では地力増進作物の栽培についての取組意向を示す農業者はいないが、計画的に取り組む農業者との協力等が行えるかの検討を行う。

(7) 高収益作物

ア 野菜

「キュウリやナス及びその他の野菜など」については、直売所などでの販売農家等に対する支援を図っていくこととし、現在の栽培面積を維持する。

イ 豆類

当地域特産品になっている「ベニバナインゲン(常陸大黒)」については、販売収益性が高いことから栽培面積の拡大を推進する。

ウ 果樹

「りんご」については、耕作放棄地等への新植に対して支援する。

エ 茶、湛水性野菜

「茶、クレソン」については、地域振興作物として現行の栽培面積を維持する。

オ 花き・花木

耕作放棄地の解消に有効である花き・花木の「花桃、やなぎ」などの枝物栽培を支援する。

カ こんにゃく

当地域の伝統的作物である「こんにゃく」については、土質や気象条件が栽培に適しているため高品質なこんにゃくが生産されている。

なお、生産者の高齢化などの理由による生産量の減少を防ぐためにも、後継者や新規就農者の育成を図りながら、生産農家への支援を実施していく事により現在の栽培面積を維持する。

5 作物ごとの作付予定面積等 ~ **8 産地交付金の活用方法の明細**

別紙のとおり

※ 農業再生協議会の構成員一覧（会員名簿）を添付してください。

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の作付予定面積等		令和5年度の作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	403.8	0	400	0	400	0
備蓄米	0	0	0	0	0	0
飼料用米	32.2	0	32.3	0	32.3	0
米粉用米	0	0	0.2	0	0.2	0
新市場開拓用米	0	0	0	0	0	0
WCS用稲	32	0	32.1	0	32.1	0
加工用米	0	0	0	0	0	0
麦	0	0	0	0	0	0
大豆	1.4	0	1.4	0	1.4	0
飼料作物	14.3	0	14.9	0	14.9	0
・子実用とうもろこし	0	0	0	0	0	0
そば	0.1	0	0.1	0	0.1	0
なたね	0	0	0	0	0	0
地力増進作物	0	0	0	0	0	0
高収益作物	11.9	0	12.3	0	12.3	0
・野菜	3.5	0	3.6	0	3.6	0
・花き・花木	1.6	0	1.6	0	1.6	0
・果樹	0	0	0.1	0	0.1	0
・その他の高収益作物	6.8	0	7	0	7	0
その他	0	0	0	0	0	0
畑地化	0	0	0	0	0	0

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理番号	対象作物	使途名	目標	前年度（実績）		目標値	
1	米粉用米 ※基幹作のみ	新規需要米生産性向上等の取組への助成	新規需要米作付面積（ha）	(R4年度) 0.0 ha	(R5年度) 0.2 ha		
	飼料用米 ※基幹作のみ		新規需要米作付面積（ha） 飼料用米の単位面積当たりの収量の増加（kg/10a）	(R4年度) 32.2 ha 431 kg/10a	(R5年度) 32.3 ha 450 kg/10a		
	WCS用稲 ※基幹作のみ		新規需要米作付面積（ha）	(R4年度) 32.1 ha	(R5年度) 32.1 ha		
2	飼料用米及び わら専用稲 ※基幹作のみ	耕畜連携助成	農地の高度利用面積（ha）	(R4年度) 22.2 ha	(R5年度) 22.4 ha		
	WCS用稲 ※基幹作のみ			(R4年度) 2.3 ha	(R5年度) 2.3 ha		
	飼料作物 ※基幹作のみ			(R4年度) 3.6 ha	(R5年度) 3.6 ha		
3-1	豆類 ※基幹作のみ	地域振興作物（高収益作物）への助成（豆類）	地域振興作物作付面積（ha）	(R4年度) 0.2 ha	(R5年度) 0.2 ha		
3-2	果樹 ※基幹作のみ	地域振興作物（高収益作物）への助成（果樹、こんにやく、茶）	地域振興作物作付面積（ha）	(R4年度) 0.0 ha	(R5年度) 0.1 ha		
	こんにやく ※基幹作のみ			(R4年度) 2.4 ha	(R5年度) 2.5 ha		
	茶 ※基幹作のみ			(R4年度) 4.2 ha	(R5年度) 4.3 ha		
3-3	野菜 ※基幹作のみ	地域振興作物（高収益作物）への助成（野菜、花き・花木）	地域振興作物作付面積（ha）	(R4年度) 2.6 ha	(R5年度) 2.7 ha		
	花き・花木 ※基幹作のみ			(R4年度) 1.6 ha	(R5年度) 1.6 ha		
3-4	湛水性野菜 ※基幹作のみ	地域振興作物（高収益作物）への助成（湛水性野菜）	地域振興作物作付面積（ha）	(R4年度) 0.9 ha	(R5年度) 0.9 ha		

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名：茨城県

協議会名： 大子町農業再生協議会

整理番号	用途 ※1	作期等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	新規需要米生産性向上等の取組への助成	1	6,800	飼料用米、WCS用稲、米粉用米	WCS用稲専用品種の導入、共同乾燥調製施設の活用、堆肥施用
2	耕畜連携助成	3	1,700	飼料用米及びわら専用稲 WCS用稲	当該圃場由来のわらを家畜に給仕する 当該圃場由来のWCS用稲を他家家畜に給与し、他家家畜由来の堆肥を当該圃場に散布する
3-1	地域振興作物(高収益作物)への助成(豆類)	1	5,000	飼料作物 豆類(小豆、白小豆、ペニバナインゲン(常陸大黒、花豆)、インゲン(金時豆)、黒大豆(青大豆・白大豆含む))	当該圃場に家畜を放牧する
3-2	地域振興作物(高収益作物)への助成(果樹、こんにゃく、茶)	1	4,500	果樹(りんご、ぶどう、ゆず、その他果樹) こんにゃく、茶	苗木の購入を証明する書類の提出 助成対象作物を収穫・販売する
3-3	地域振興作物(高収益作物)への助成(野菜、花き・花木)	1	3,500	野菜(きゅうり、トマト、ナス、食用ばれいしょ、その他野菜) 花き・花木(トルコギキョウ、花桃、やなぎ、その他花き・花木)	助成対象作物を収穫・販売する
3-4	地域振興作物(高収益作物)への助成(湛水性野菜)	1	3,000	湛水性野菜(クレソン、その他湛水性野菜)	助成対象作物を収穫・販売する

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする用途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は用途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする用途は「1」、二毛作を対象とする用途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする用途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする用途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的な要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。

別添1(新規需要米)

米粉用米・飼料用米・WCS用稲の生産性向上等の取組に係る取組条件の詳細について

- 経営所得安定対策等実施要綱の要件を満たすものを助成対象とする。
- 取組を行った確認は、以下の確認書類等によるほか、必要に応じて適宜各地域農業再生協議会において、客観的に確認できる方法で確認する。
- 取組の具体的内容は、すべての交付申請者が取り組むものとする。
- 助成対象となるのは、具体的な取組を行って作付を行ったほのみとする。
- 米粉用米・飼料用米・WCS用稲の生産性向上等の取組として、次のうちいずれか1つに取組めば加算の対象とする。

取組条件		具体的内容	確認書類等	
WCS用稲専用品種の導入 (WCS用稲として取り組む場合のみ)		(稲発酵粗飼料生産・給与マニュアル及び飼料用イネの栽培と品種特性掲載品種) うしゆたか、クサホナミ、タチアオバ、たちあやか、たちじょうぶ、たちすずか、たちはやて、べこあおば、べこごのみ、ホシアオバ、ミナミュタカ、モグモグあおば、モミロマン、リーフスター、ルリアオバ、夢あおば、つきすずか、つきことか、きたげんき、つきはやか、つきあやか	・購入伝票 ・自家用種子の場合 は、様式第4-1号等 新規需要米取組計画書	
飼料用米・米粉用米の 多収品種の導入 (飼料用米・米粉用米として 取り組む場合のみ)		いわいだわら、えみゆたか、オオナリ、きたげんき、北瑞穂、クサホナミ、たちじょうぶ、ふくのこ、ふくひびき、べこあおば、べこごのみ、北陸193号、ホシアオバ、ミズホチカラ、みなちから、モグモグあおば、もちだわら、モミロマン、夢あおば、笑みたわわ、亜細亜のかおり、月の光、あきだわら	・購入伝票 ・自家用種子の場合 は、様式第4-1号等 新規需要米取組計画書	
地域優良品種の導入 (飼料用米・米粉用米として 取り組む場合のみ)		・「あきだわら」を導入すること。 ・主食用米への横流れを防止するため、区分管理とすること。	・作業日誌 ・購入伝票 ・自家用種子の場合 は、様式第4-1号等 新規需要米取組計画書	
コスト低減の取組	温湯種子消毒	・水稲種子の温湯種子消毒(60℃・10分等)を行う。 ・温湯種子消毒した種子を購入し使用する。 ・温湯種子消毒した種子を使用した苗を購入し使用する。	・作業日誌 ・温湯種子・苗を購入した場合は、購入伝票	
	施肥の低コスト化	堆肥施用	・堆肥を投入し、堆肥から供給される肥料成分を勘案した施肥設計を行うことで、化学肥料の施用量を低減する。 ※堆肥:排泄物などに植物性の副資材を混合し、堆積発酵させたもの・乾燥鶏ふん・乾燥牛糞・乾燥豚ふん等。 ただし、地力増進法において土壌改良資材には含まれず肥料に分類されている骨粉、魚カス、ダイズカス、ナタネカス等は含まない。	・作業日誌 ・購入伝票
		側条施肥	・田植作業と同時に稲の株元に集中的に肥料を施用する技術。	・作業日誌 ・作業写真
		育苗箱全量施肥	・水稲の育苗箱内に、本田期間中の肥料をあらかじめ施用する技術。	・作業日誌 ・購入伝票
		低成分肥料施肥	・土壌診断に基づく低成分肥料(窒素成分よりもリン成分及びカリ成分の低い肥料)の利用技術。	・作業日誌 ・診断結果 ・購入伝票
		流し込み施肥	・追肥として、肥料をかながい水と一緒に流し込む技術	・作業日誌 ・購入伝票
	疎植栽培	・50株/坪以下(株間22cm以上)で田植えること。	・作業日誌 ・栽培写真	
	立毛乾燥	・通常の刈取時期に刈り取らず、立毛状態のまま自然に乾燥させる取組。 ・乾燥期間の目安は、成熟期から1週間以上。 ※成熟期の目安(例) あきたこまち:出穂後30~35日、コシヒカリ:出穂後35~40日	・作業日誌 ※慣行栽培と比べて収穫後の乾燥機での乾燥時間が短くなっていること等を確認。	
	不耕起田植技術	・耕起、代かきをしないでディスクで作溝しながら移植する。	・作業日誌 ・作業写真	
	フレコン出荷(自家利用でのフレコン管理含む。)	・紙袋でなく計量器を伴う大容量によるフレコン出荷を行うこと。 ・または、自家利用での作業の効率化のためフレコンでの管理を行うこと。	・作業日誌 ・出荷伝票	
連坦化		・概ね2ha以上の連坦団地で対象作物(いずれか1つ)の作付けを行うこと。	・作業日誌 ・圃場位置図	
共同乾燥調製施設(CE・RC)の活用		・共同乾燥調製施設の活用により、品質の均一性及び作業の効率化が図られること。	・使用料明細	
組織的な取組	集落営農	・代表者等を定めた規約を作成し、対象作物について共同販売経理を行っていること。	・規約(写) ・通帳(写)	
	生産組合	・農業用施設及び機械の共同利用により作業の効率化を行っている販売権を有した組合員。	・規約(写) ・組合員名簿	
人・農地プランに掲げられた担い手(農地を集積していること)		・各地域における農業の担い手であること。 ただし、農地を集積していること。	・人・農地プラン ・営農計画書	

耕畜連携(わら利用の取組・資源循環の取組・水田放牧の取組)に係る取組条件の詳細について

本事業の交付対象となる取組は以下のとおりとします。なお、同一の水田において複数の取組を行う場合においては、いずれか一つの取組を選択するものとします。

取組内容	取組要件	確認資料等
1. わら利用の取組(飼料用米生産ほ場の稲わら利用及びわら専用稲の生産の取組)	<p>利用供給協定または自家利用供給計画に基づき実施する飼料用米生産ほ場の稲わら利用及びわら専用稲の生産の取組であり、次に掲げる事項のすべてを満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連携の相手方となる者との間に、3年間以上を締結期間とする利用供給協定を締結(自家利用の場合には自家利用計画を策定)すること。 ・対象農地であることについては、当年産において、飼料用米及びわら専用稲の作付が行われる水田であること。 ・取組要件については、そのわらが確実に飼料として利用され、かつ、その子実が飼料又は飼料の種苗として利用される稲の作付けであること。 <p>また、刈取り時期が出穂期以降で利用供給協定書又は自家利用供給計画書に定める時期としていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用供給協定書または自家利用供給計画書 ・出荷販売伝票または給餌日誌
2. 資源循環(WCS用稲生産水田への堆肥散布の取組)	<p>水田で生産されたWCS用稲の供給を受けた家畜の排せつ物から生産された堆肥をWCS用稲を作付けする又は作付けした水田に施肥する取組であって、次に掲げる事項のすべてを満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連携の相手方となる者との間に、3年間以上を締結期間とする利用供給協定を締結(自家利用の場合には自家利用計画を策定)すること。 ・当該年度における堆肥の散布の取組であること。 ・散布される堆肥が、利用供給協定に基づき水田で生産されたWCS用稲の供給を受ける家畜の排せつ物から生産されたものであること。 ・堆肥を散布する者は、水田で生産されたWCS用稲の供給を受けた家畜の所有者又はその者の委託を受けた者(WCS用稲への堆肥散布の取組の交付対象者を除きます。)であること。 ・同一年度において他に水田への堆肥散布の取組による助成を受けない水田であること。 <p>(注)WCS用稲については、食用に供される畜産物を生産するために飼養される牛、馬、めん羊、山羊に供される場合に限る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用供給協定書 ・出荷販売伝票(粗飼料作物等) ・堆肥散布日誌 ・耕種農家以外への堆肥散布委託契約書(※第三者へ委託する場合のみ。ただし、利用供給協定書に記載があれば不要)
3. 水田放牧(飼料作物生産水田における牛の放牧の取組)	<p>利用供給協定または自家利用供給計画に基づき実施する飼料作物の作付水田における牛の放牧の取組であり、次に掲げる事項のすべてを満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連携の相手方となる者との間に、3年間以上を締結期間とする利用供給協定を締結(自家利用の場合には自家利用計画を策定)すること。 ・当該年度における放牧の取組であること。 ・1ha当たりの放牧頭数が成牛換算で2頭以上であること。なお、成牛換算においては、育成牛2頭あたり成牛1頭とします。 ・対象牛は、おおむね24か月齢以上の成牛又は8か月齢以上の育成牛であること。 ・地域における適正な放牧密度により放牧が実施されるものであり、かつ、1ha当たり延べ放牧頭数が180頭日以上であること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用供給協定書または自家利用供給計画書 ・出荷販売伝票(畜産農家等牛)または農作業日誌(自家牛) ・放牧頭数、放牧期間等が把握できる日誌

※利用供給協定に含まれるべき事項

<p>各取組における利用供給協定書または自家利用供給計画書については、実施する取組の種類に応じて、次の事項を記載する。</p> <p>1. わら利用(わら専用稲の生産及び飼料用米生産ほ場の稲わら利用の取組) (1)取組の内容 (2)わらを生産する者 (3)わらを収集する者 (4)わらを利用する者 (5)ほ場の場所及び面積 (6)刈取り時期 (7)利用供給協定締結期間 (8)わら取引の条件(作業分担及び品代・経費の負担) (9)その他必要な事項</p> <p>2. 資源循環(飼料生産水田へのたい肥散布の取組) (1)取組の内容 (2)供給される飼料作物の種類 (3)飼料作物を生産する者 (4)堆肥を散布する者 (5)ほ場の場所及び面積 (6)堆肥の散布時期及び量 (7)利用供給協定締結期間 (8)堆肥散布の条件(作業分担及び品代・経費の負担) (9)その他必要な事項</p> <p>3. 水田放牧(水田における牛の放牧の取組) (1)取組の内容 (2)飼料作物を生産する者 (3)牛群を管理する者 (4)ほ場の場所及び面積 (5)牛の入退牧の時期及び放牧頭数 (6)利用供給協定締結期間 (7)水田放牧の条件(作業分担及び品代・経費の負担) (8)その他必要な事項</p>

地域振興作物(高収益作物)の助成対象作物及び助成単価

※同一ほ場で、同一年度内に同一作物を複数回栽培した場合は、基幹作として整理した1回のみを本助成の対象とする。
 ※同一ほ場で、同一年度内に複数の作物を栽培した場合は、基幹作として整理したひとつの作物のみを本助成の対象とする。

※助成対象作物は、2023年産(2023年4月1日～2024年3月31日までに収穫した作物)とする。

ただし、生育期間に該当する作物である場合等、※印が記載されている作物については、要件を満たすことにより本助成の対象とする。

○豆類 (5,000 円/10a (上限単価: 15,000 円 / 10 a)) 整理番号3-1

小豆、白小豆、ベニバナインゲン(常陸大黒、花豆)、インゲン(金時豆)、黒大豆(青大豆・白大豆含む)

○果樹 (4,500 円/10a (上限単価: 14,500 円 / 10 a)) 整理番号3-2

りんご、ぶどう、ゆず、その他果樹

※当年度が生育期間に当たる場合には、次年度以降に販売を行うことを目的に適切な肥培管理等を行うことを条件とする。なお、助成対象期間については、生育期間の開始年度を含めて連続4年間までとする。

注:生育期間の開始年度とは、新植・改植・品種の一挙更新を目的とした接ぎ木をした年度をいう。

○こんにゃく (4,500 円/10a (上限単価: 14,500 円 / 10 a)) 整理番号3-2

○茶 (4,500 円/10a (上限単価: 14,500 円 / 10 a)) 整理番号3-2

○野菜 (3,500 円/10a (上限単価: 13,500 円 / 10 a)) 整理番号3-3

きゅうり、トマト、ナス、食用ばれいしょ、その他野菜

○花き・花木 (3,500 円/10a (上限単価: 13,500 円 / 10 a)) 整理番号3-3

トルコギキョウ、花桃、やなぎ、その他花き・花木

○湛水性野菜 (3,000 円/10a (上限単価: 13,000 円 / 10 a)) 整理番号3-4

クレソン、その他湛水性野菜